

城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程

令和5年1月25日制定
(令和4年度(国)規程第4号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 公正な研究活動の推進体制(第4条―第17条)
- 第3章 不正行為等への対応(第18条・第19条)
- 第4章 その他(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、城西国際大学(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為等の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

2 この規程において「不正行為等」とは、学術研究活動において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiershipその他の研究活動における不正又は不適切な行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 著者資格を満たさない者を著者に加えること、又は著者資格を満たす者を故意に除外すること。

3 この規程において「研究倫理教育」とは、不正行為等を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。

4 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科、附属機関等をいう。

(研究者の責務)

- 第3条 研究者は、不正行為等が研究活動及びその成果発表の本質に反するものであるということを深く認識し、真理を探究するという使命を忘れることなく、研究活動において守るべき作法を遵守するとともに、他者による不正行為等の防止にも努めなければならない。
- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するなどし、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。
 - 3 学生その他の若い研究者を指導する研究者は、第1項の研究者の責務について、当該研究者に理解させるための必要な教育を行うよう努めなければならない。
 - 4 研究者は、適正な保存方法により、一定期間研究データを保存し、適切に管理し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない。研究データの保存、開示等に関し必要な事項は、別に定める。
 - 5 研究者は、この規程及びこの規程に基づく最高管理責任者等の指導等に従うとともに、第18条に基づく不正行為等への対応に協力しなければならない。

第2章 公正な研究活動の推進体制

(最高管理責任者)

- 第4条 本学に、本学における公正な研究活動の推進等について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、研究者の行動規範及び不正行為等への対応体制の整備を行うとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公正な研究活動の推進等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
 - 3 最高管理責任者は、公正な研究活動の推進に係る基本的な方針を策定し、研究者に周知徹底させるとともに、統括研究倫理推進責任者が策定した本学における具体的な研究倫理推進計画の進捗管理に努めるものとする。
 - 4 最高管理責任者は、研究活動における不正行為等を認めた場合には、統括研究倫理推進責任者及び部局責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(統括研究倫理推進責任者)

- 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進等について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括研究倫理推進責任者を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 2 統括研究倫理推進責任者は、研究活動において守るべき作法及び研究倫理に関する教育並びに啓発の実施を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、部局責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、それを最高管理責任者に定期的に報告しなければならない。

(部局責任者)

- 第6条 部局に、当該部局における公正な研究活動の推進等について実質的な責任及び権限を持つ者として部局責任者を置き、その部局の長をもって充てる。
- 2 部局責任者は、統括研究倫理推進責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策を実施するとともに、当該実施状況を確認し、それを統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 部局責任者は、統括研究倫理推進責任者の指示の下、研究倫理教育責任者として、自己の管理監督又は指導する部局の全ての研究者に対して研究倫理教育を定期的に行わなければならない。
- 4 部局責任者は、部局に、前2項の業務を補佐する副責任者を置くことができる。

(公正な研究活動推進委員会)

第7条 本学に、公正な研究活動を全学的に推進する組織として、公正な研究活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公正な研究活動の推進に係る研究倫理推進計画の策定及び総括に関する事項
- (2) 公正な研究活動の推進に係る体制の整備に関する事項
- (3) 公正な研究活動の推進に係る教育及び啓発に関する事項
- (4) 公正な研究活動の推進に係る施策の検証に関する事項
- (5) その他公正な研究活動の推進に関する重要事項

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括研究倫理推進責任者
- (2) 学長が指名する者 若干名
- (3) 本学の教授 2名
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干名

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委嘱)

第11条 第9条第3号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第12条 第9条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第 13 条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 14 条 公正な研究活動に関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、研究推進・社会貢献部において処理する。

(公正な研究活動推進担当者)

第 16 条 研究倫理教育及び研修の実施、研究倫理に関わる相談及び助言、本学行動規範等研究活動において守るべき作法及び研究倫理に関する教育並びに啓発を実施させるため、部局責任者の下に、公正な研究活動推進担当者を置く。ただし、部局の事情を勘案し、複数部局が合同で公正な研究活動推進担当者を置くことができる。

(相談窓口)

第 17 条 公正な研究活動推進担当者は、当該部局の相談窓口として、当該部局に係る研究者からの研究倫理に関する相談等に対応する。

第 3 章 不正行為等への対応

(不正行為等への対応)

第 18 条 不正行為等への対応に関する体制、不正行為等に対応する関係者の守秘義務、対象となる不正行為等、告発に係る事案の調査等を行う機関、告発に対する調査体制及び調査方法、告発者及び被告発者に対する措置その他の研究活動における不正行為等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

2 不正行為等に関する告発等があった場合には、公正かつ厳正に対処するものとする。

(不正行為等発生時の措置)

第 19 条 不正行為等が発生した場合(不正行為等の疑いが確認された場合を含む。)には、統括研究倫理推進責任者は、その発生した部局の長と連携し、当該不正行為等に関し是正、再発防止その他の必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 その他

(秘密保護)

第 20 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該業務に携わらなくなった後も、同様とする。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 1 月 25 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 城西国際大学研究活動における不正防止及び不正行為への対応等に係る規程（平成 28 年度（国）第 10 号）は、廃止する。